

議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成 24 年 8 月 8 日（水）
午前 10 時 00 分～12 時 00 分
場所 第 1 委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 桑原委員 神保委員 添田委員
三橋委員 杉崎議長（ほか傍聴議員 3 名出席）
事務局 安藤局長 和田副主幹 堀込主事補

委員長 委員会の開催に先立ち、先日亡くなられた原委員の生前の活躍に敬意を表し、全員で黙祷を捧げたいと思います。

（黙祷）

委員長 今回は資料に基づいて条例案のまとめを行いたい。

前回の報告会から大きく修正されている部分がある。第 12 条の会議の原則公開について、全員協議会（以下「全協」）のあり方を前回の委員会で「傍聴を認め、会議録を作成しない非公式の会議」と位置づけた。しかしその後、執行者側との話し合いや委員間のやりとりを経て、全協は会議録も作成する公式な会議と位置付けることとした。

第 5 条の倫理規定要綱について、前回まで審査会を設定していたが、二宮町議会会議規則第 103 条に議員の懲罰についての規定があること、これは（特別委員会だけでなく）議会全体の話であるので削除した。その他、廣瀬先生（廣瀬克哉法政大教授）より前回までの条例案について助言を受けて修正した部分もあるので、委員より解説願いたい。

委員 条例案（7 月 13 日付）について、廣瀬先生にコメントをいただいて変更した部分がある。さらにその後、議会事務局において条文化（書式を整える）段階で修正した部分もあり、今日までに 2 段階の修正となった。

廣瀬先生のコメントに対して順に修正した箇所について説明する。

前回までの条例案の前文中、「主権者である町民の信託を受けた町長と議員で構成される代表機関である議会」の部分で、町民の信託を受けているのが町長だけだととられてしまう、という指摘を受け修正した。

第 6 条の会派の部分では、元の文章は単純だったが、廣瀬先生からは会派を結成できることを明記するよう助言があったので、それを最初の第 1 項に持ってきて、より分かりやすいよう 3 項に分けて説明している。

第 7 条の「円滑かつ効果的運用」が、何のために行われるかを説明すべきでは、という指摘に対しては、逐条解説をふくらませた。解説では、「町民の意思を反映した最良の決定に導くという、議会の機能を発揮するため」という文を入れたが、これを加えたのは全体を読む人だけでなく、この部分だけを読む

人にも目的が分かるよう配慮したものだ。

第8条の委員会活動について、ここだけ詳しく書いてアンバランスだという指摘があったのだが、我々には委員会の活性化について並々ならぬ思い入れがあった。そこで元は長い文章だったのを、項だてにして文章を整理した。内容は変わっていない。

第13条の情報公開は、単純に情報を公開するといった文だったが、条文と逐条解説ではっきり説明した。「議会の意思決定の関わる論点及び争点を町民と共有できるよう」という文を入れた。

第16条のパブリックコメントについては、意見収集する対象を設定した。

第23条の予算の確保については、当初「予算を確保する」としていたが、我々には予算を必ず確保するだけの権限が与えられているわけではないので、「確保に努める」とした。

第24条の危機管理は条例に入れること自体についても議論があった。廣瀬先生は入れた方がいいという意見であった。何が重要かということで、議長が議員の代表として対策室にいること、逆に議員が“してはならない”事として、地域の代表のような顔をして執行者に何かを強要することを挙げておられた。

補則では議員が任期を終えて、その後どのように条例を継承するかが問題なので、新たに議員になった人に条例の趣旨を理解してもらうために1条入れた。

また、基本条例の趣旨に合った運用がなされているか、推進するための組織が必要であるとの話を受けて議会基本条例運営委員会の設置を規定した。

委員長 廣瀬先生のアドバイスにより条文や解説文を修正し、関連する法令の引用も加えた。

議長 要綱化するものが4つあるが、これらは全協で(議員全員で)話し合ったのか。

委員長 全員で確認したものと理解している。

委員 先ほどの修正箇所の説明の中で、廣瀬先生のアドバイスをふまえての修正については話があったが、アドバイスにも関わらず修正しなかった部分についての説明が無い。また、説明者の主観が多分に入っているので修正してほしい部分がある。例えば危機管理について、議長が議会の代表として対策室に入ってという説明だったが、そのようなことを廣瀬先生は言っていない。

委員 廣瀬先生は明確に対策室に議長が入って町長と一緒にやるべきだと言っている。議長に議員の代表としてそこにいてもらう、という解釈だ。

委員 認識が私と違う。廣瀬先生は明言していないと思う。先ほどからの説明によれば、地域に自主防災組織があって、そこには司令塔がいて、それを議員が侵してはならないという話だった。そうではなく、(先生の話では)地域での司令塔ではなく、地域を回って課題を吸い上げるということだという説明だった。

委員 それは当たり前の話だ。廣瀬先生の話で最も印象に残ったのは、議員がすべきことと、してはならないこと、議長がすべきこと明確に述べていた点だ。議長は対策室に入ること。議員がしてはならないのは、議員という立場を利

用して個人行動をしてはならないということだ。

委員 今回の条文とするにあたって、（廣瀬先生のコメントを条文に反映させる事前会議に）私は出席できなかった。だからどのような議論があったのか分からないのでそこを訊ねている。

副委員長 議員が地域を攪乱しないよう、町長と連携を取れるようにということで、修正文に対しては特に議論は無かった。廣瀬先生のアドバイスがあったにも関わらず修正しなかった部分についての議論はどうだったのかということだが、具体的にどのコメントについて指しているのか。

委員 例えば、第 10 条の政策討議について、変えなかったという説明だけで、どのような議論があったのか。また、第 14 条の議会報告会についても、先生は課題を決める方向、決めない方向での意見交換会の話がされていた。

副委員長 廣瀬先生からは、（二宮町議会）は）委員会重視ですね、ということをも確認された。私たちは、委員会活動を充実させたいということで、政策討議するにしても、色々組織を増やして複雑化するよりはという結論でこのようになったと記憶している。

意見交換会は課題を決める、決めない両方向で考えており、条例文もこのように修正したということ。

委員 政策討議について、政策論を語るのか、それとも俗に言う政策会議を町民と持つのかという（先生からの）問いに対しては、我々は政策論争を想定していると答えた。政策会議とは、何か政策提案するための意見交換を基に委員会で議論するというものだが、これを除いたのは実際の運営を考えると困難であり、もう少し検討を要するという理由からだ。

三重で始めたこの政策会議については他自治体も真似してやってみたものの会議がうまく機能しているわけではなく、運営が難しいと廣瀬先生もおっしゃっていた。我々は委員会重視でいこうということだ。

第 14 条の意見交換会と議会報告会を当初一文にまとめたのは、実際の場面を考えると、意見交換会も議会報告会も同日にやるだろうと思われたからだ。しかし実際には意味合いが違うので項立てにした。意見交換会で課題を決めてやるやらないについては入れずに、もっと広い意味での意見交換会と言うことで条文化した。

委員 危機管理については色々な議論があった。廣瀬先生のコメントは、別途要綱に委ねては、というものだった。先生と我々とのやりとりは正式な会議ではなかったもので、その時のメモや記録が公表されないもので、この件については多くの時間を割いてやりとりしており、今日の議事録を読んで分かるように説明してはどうか。廣瀬先生は、3.11 の震災後、東北の一自治体の事例を挙げておられたが、議会が絶えず行政と行動を共にすることによってその後の動きが速やかになったという話があった。それを受けてこの条文となったが、この条文だけではそこまで読み込めないというか、要綱を読めば分かるのか。

委員 最初の説明では、議長が本部席に身を置くべきという話だったが、要綱の中に反映されていない。その辺の議論について、私は事前会議に欠席していたので説明してもらいたい。

委員 当初、この条は3項から成っていた。第2項の「議長は、議員による協議会等を開催する」という部分を削った。それでこの2項に落ち着いた。

廣瀬先生は、危機管理というものを条文として入れなくともいいのではないかという話をされていたが、最終的に入れるということに同意された。当初の第2項はいらないのでということに削った。

副委員長 廣瀬先生との話合いで、委員長が「首長と議長の対応はマニュアルに書いたが、これでは弱いか」と訊ねたら、「災害の大きさによってかなり違うので、災害対策本部が設置されたら全て議長が常駐しなければならないというわけではない。激甚な場合は常駐となる。要綱としてはこの程度で良いが、これを運用する場合、事情がある場合は詰めた方が良い」という答えだった。幅を持たせたものが条例文だというふうに私は解釈している。

委員 要綱にも入れないのであれば、せめてその解釈は逐条解説の中に入れるべきではないかと思う。

副委員長 確認したいが、議長を対策本部に置くという言葉を入れるべきだと（あなたは）言っているのか。

委員 災害本部に議長がいるべきという、そこまで廣瀬先生が重要視しているということは、私の認識には無かった。廣瀬先生がそうおっしゃったのであれば、条文や解説にどのように反映されているのか、事前会議の中でどのような議論がなされたのか、私は（事前会議に）欠席していたのでそこを訊きたい。

委員 先ほどから、会議に出られなかったことを強調しているが、そのフォローとして、昨日全員で今回の内容をチェックしているのであるから、そこで（不明な点を）確認しても良かったのではないか。あなたが欠席していた時の議論だが、廣瀬先生に委員がふたつの事について確認した。すなわち、町長と議長との連携が必要だということ、もうひとつは議員が地域でワンマンプレーをしてはならないということを明記するのかということ。前者は条例に入れたが、後者はそこまで条例に記載できないということで外したという経緯だ。

委員 今日の資料は条例案、報告会、倫理、意見収集の4つだが危機管理の要綱は今回資料に加えなかったのはなぜか。

副委員長 この1か月の間に変更があった条例案と要綱案を今日の資料として出した。

委員長 それでは、条例案全部を前文から順に読み上げ、チェックしていく。

（副委員長が条文朗読）

【第1条～第9条】 意見無し

【第10条「政策討議」について】

議長 この解説文のなかにはマスト（ねばならない）があるが、ふたつの意味に取れ

る。議論を絶対にしなくてはならないのかということなのか、将来予測など見据えた上で議論すべきということなのか。

委員 解説文の最後「議論を行わなければなりません」を「議論を行います」に替えればいいのではないか。

委員長 逐条解説がふたつの文章から成っているが、一文にまとめてはどうか。

委員 するとひとつの文に「議会は」「議員は」という主語がふたつになってしまう。

委員 あと、見出しに合わせて「議論」を「討議」としてはどうか。

副委員長 政策討議に向けてやるのだったら「議論」でも良いのではないか。

委員 ふたつの文書の順序が逆ではないか。「議員は～」を先にして「議会は～」を後にしてはどうか。

委員 このままの順序でよいと思う。政策討議の場ということをまず先において、そこに臨む議員はそこで議論をするということだ。

委員 このふたつの文章をつなぐ言葉が無いので切れているような印象を受ける。間に「それをふまえ」という言葉を入れた方が良いのでは。

議長 そもそも議員は十分な現状把握した上でないと議論できないということか。
(「その通りだ」との声あり)

委員 「政策討議をし、」の後に「そのために」とか「それをふまえ」を入れてはどうか。

委員 政策討議は、共通認識を醸成するためだけに行うものではない。

委員 文章は一本化して、主語を「議会は」とすれば良いのではないか。

局長 第 10 条は、「本会議及び委員会において」と限定している。委員会は合議制、いわゆる賛否を問うということだ。ここで「政策討議をします。そのために議員は、十分な現状把握をするとともに、将来計画や予算編成を見据えた議論を行います。」ということだと思う。

委員長 それでは「議会は、議員間で町政の課題に対して共通認識を醸成できるよう、政策討議を行います。そのために議員は十分な現状把握をすると共に将来計画や予算編成を見据えた議論を行います。」でよいか。

(異議なし)

【第 11 条】意見無し

【第 12 条「会議の原則公開」について】

議長 解説中、会議規則第 113 条に規定するとあるが、すでに規定してあるのか。

事務局 (議会基本条例制定と) 同時に規則改正を行う。

第 13 条「情報公開」に対して

委員 本則中の「共有できるようすべく」の「すべく」を削ってほしい。

(削ることとする)

【第 14 条～第 23 条】意見無し

【第 24 条「危機管理」について】

議長 危機管理制度を整備するとなると、これは(条例案を議決後)すぐにやらなけ

ればならないが、具体的にどうやるのか。

委員 要綱に書いてあることを事前に整備するという。災害の程度に応じて町長とどのように連携とるのか、あるいは各議員との連絡体制を事前に調整していただきたい。

【第 25 条】 意見無し

【第 26 条「条例の改正」について】

委員 逐条解説が第 25 条になく、第 26 条に付いているが、この解説の上 2 行は第 25 条についてのものなので、この部分について移動してほしい。

(異議なし)

【第 27 条「議会基本条例運営委員会の設置」について】

議長 この委員会について、任期や構成について規定する要綱は作らないのか。

副委員長 逐条解説中に別途要綱に定めるということでよろしいか。

委員 これまで要綱は逐条解説作成チームが作ってきたので、次の全協に間に合うように作成したいが。

(異議なし)

【附則の施行期日について】

委員長 4 月 1 日で我々は考えていたが、1 月 1 日の施行についてはどうか。

委員 1 月と 4 月でどのような違いがあるか。

事務局 議会の日程は年度ではなく暦年(1 月～12 月)であり、12 月議会での可決ということで、1 月施行もありうるとして提案したが、この条例は執行者との絡む部分もあり、双方準備期間も必要かと思う。執行者と打ち合わせは。

委員 予算も絡んでくるので、年度途中の改正は困難ではないか。年度の切替えに合わせた方がよい。

【その他意見】

議長 第 27 条の議会基本条例運営委員会の位置付けはどうするのか。

委員 廣瀬先生からは、広報広聴委員会という話があった。この委員会はただの運営でなく、きちんと運用されているかの点検も行うということで、きちんとした委員会として位置付けてということだったと思う。議会報告会の中での運用とは別に、広報広聴委員会という名前を付けないのであれば、私は個人的には正式な委員会とすべきで、そうでなければきちんとした点検はできないと思う。ただ、私たちはその議論はまだしていない。

委員 条例の推進をして、運用がきちんとされるためにも、正式な委員会として位置付けるべきだと私も思う。

局長 第 2 章の第 3 条、第 4 条だが、第 2 章は「議会と議員の活動原則」という言葉で、第 3 条の見出しは「議会の活動原則」、第 4 条の見出しは「議員活動の原則」となっている。言葉の整理の問題だと思うが、整合性がとれていないように見受けられる。「の」をどこに入れるかで意味合いが変わってくることもある。ただ「議員活動の原則」は「議員の活動原則」で違いがあるかと言われ

ば、よく分からないのだが、整理した方がいいのではないかと感じた。

委員 議会の活動原則、議員の活動原則というように、シンプルにまとめてもらいたい。

委員長 それでは第3条の見出しを「議員の活動原則」とする。第3条第1項の主語は、「議会の活動原則は」とし、第4条第1項の主語を「議員の活動原則は」とするがよろしいか。

(異議なし)

では、今回の話合いにより修正したものを、町当局に提出する。

副委員長 この条例案に対するパブリックコメントだが、8月20日から1か月間実施する予定であるのでご承知おき願いたい。